

山口県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第291条の6第1項において準用する同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成24年6月19日

山口県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 福田 満

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
広域連合条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項	23,988
広域連合の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第75条第1項	
広域連合議会の解散の請求	地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第76条第1項	266,561
広域連合議会の議員の解職の請求	地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第80条第1項	市議会で選挙するもの 257,724 町議会で選挙するもの 17,675
広域連合長の解職の請求	地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第81条第1項	266,561
副広域連合長並びに広域連合の選挙管理委員及び監査委員の解職の請求	地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第86条第1項	
広域連合規約の変更の要請の請求	地方自治法第291条の6第2項	